

ただいま上映（演）中の
は、福島県青少年健全育成条例により青少年に有
害であるとの指定があつたので、十八歳未満の方
の入場をお断りいたします。

届出番号 第 号

自動販売機等設置届出書

福 島 県 知 事
年 月 日
届出者 住所

氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

印

次のとおり自動販売機等を設置するので、福島県青少年健全育成条例第20条の3
第1項の規定により届け出ます。

自動販売機等の区分	1 自動販売機 2 自動貸出機
自動販売機等の設置場所	
自動販売機等の設置場所 の提供者	住所 氏名 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び 代表者の氏名 〕 電話番号
自動販売機等管理者	住所 氏名 電話番号
自動販売機等により販売 する(貸し付ける)図書類 又はがん具類の種類	1 書籍 2 ビデオテープ 3 その他（具体的に ）
自動販売機等の名称、 型式及び製造番号	名称 型式 製造番号
自動販売機等の設置予定 年月日	年 月 日
販売(貸付け)の開始予定 年月日	年 月 日
この届出書には、次の書類及び図面を添付すること。 (1) 法人にあつては、その登記事項証明書 (2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図 (3) 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類 (4) 自動販売機等管理者が条例で定める自動販売機等管理者の義務の履行に関す る一切の権限を付与され、かつ、当該義務を履行することを承諾していること を証する書類	

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4判とし、縦長に用いること。

自動販売機等届出事項変更（使用廃止）届出書

年 月 日

福 島 県 知 事

届出者 住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

印

次のとおり自動販売機等の 設置に係る届出事項を変更 したので、福島県青少年健全
使用を廃止

育成条例第20条の3第2項の規定により届け出ます。

自動販売機等の届出番号		第 号
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
備 考		
1 届出事項の変更の場合には、次の書類を添付すること。 (1) 届出者の変更の場合 ア 図書類等販売業者(個人に限る。)の氏名の変更にあつては、その戸籍抄本 イ 図書類等販売業者(法人に限る。)の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名の変更にあつては、登記事項証明書 (2) 自動販売機等管理者の住所及び氏名の変更にあつては、自動販売機等管理者が条例で定める自動販売機等管理者の義務の履行に関する一切の権限を付与され、かつ、当該義務を履行することを承諾していることを証する書類 (3) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)の変更の場合には、自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類 2 使用の廃止の場合には、備考欄に廃止の理由を記載すること。		

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4判とし、縦長に用いること。

様式第 4 号（第 6 条関係）

10cm	自 動 販 売 機 等 届 出 済 証	
	届 出 番 号 第 号	
	届出年月日 年 月 日	
	図 書 類 等 販 売 業 者	住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号
	自動販売機 等 管 理 者	住所 氏名 電話番号
	福 島 県	
	15cm	

自動販売機等届出済証再交付申請書

年 月 日

福 島 県 知 事

届出者 住所

氏名 印
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

次のとおり福島県青少年健全育成条例第20条の 4 第 2 項の規定により、自動販売機等の届出済証の再交付を申請します。

自動販売機等の届出番号	第 号
自動販売機等の設置場所	市 町 番地 郡 村
再交付を受けようとする理由	1 届出済証が滅失した。 2 届出済証が破損した。 3 届出済証が識別困難となった。
備考	

備考 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 判とし、縦長に用いること。

当店（この場所）は、福島県青少年健全育成
条例により、青少年を立ち入らせてはならない
場所として指定されましたので、18歳未満の方
の立入りをお断りいたします。

備考

- 1 大きさは、縦20センチメートル以上、横40センチメートル以上とする。
- 2 縦書きとすることもできる。

様式第7号（第8条関係）

第 号	身 分 証 明 書	
	写 真	所 属
		職 名
		氏 名
写真に「福島県」の浮出しプレスを押印する。		
上記の者は、福島県青少年健全育成条例（昭和53年福島県条例第30号）第30条第1項に規定する立入調査等を行う職員であることを証明する。		
年 月 日		
福島県知事		
印		

12cm

9 cm

備考

- 1 この身分証明書には、写真に懸かるように「福島県」の浮出しプレスを押印すること。
- 2 裏面に「福島県青少年健全育成条例(抄)」として、同条例第30条及び第34条第5項第6号の規定を記載すること。